平成２７年（フ）第７６４号
福岡市早良区野芥６丁目13番11号
債務者　山本　秀之
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　五十川　伸
4　破産債権の届出期間　平成27年７月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月27日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７７０号
福岡県福津市星ヶ丘25番17号
債務者　渡邊　眞一
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新宮　浩平
4　破産債権の届出期間　平成27年７月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月20日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３１５号
宮城県宮城郡松島町高城字三居山一54番地の55　セザール松島514号藤井方
債務者　石田　昌男
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北島みどり
4　破産債権の届出期間　平成27年７月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月11日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３３８号
仙台市青葉区桜ケ丘５丁目30番２号　エクセルシャトー桜ケ丘106
債務者　松本由香子
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小幡佳緒里
4　破産債権の届出期間　平成27年７月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月17日午前11時35分
6　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２０２号
埼玉県越谷市東柳田町８番23号　メゾンメルヴェーユ303号
債務者　東出　　剛
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　久雄
4　破産債権の届出期間　平成27年７月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月11日午後２時
6　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第８８号
愛知県一宮市大和町馬引字横手21番地　ラ・フォンターナ703号
債務者　石原　守代
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　成瀬　伸子
4　破産債権の届出期間　平成27年７月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月18日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第３３号
北海道岩見沢市東山５丁目３番２号
債務者　水上　　稔
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　磯田　丈弘
4　破産債権の届出期間　平成27年７月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月18日午前11時５分
6　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２７年（フ）第１３０号
愛知県西尾市戸ケ崎町豊美93番地１　メゾンソレイユ203号室、前住所愛知県知多郡武豊町字桜ケ丘１丁目１番地１　キャッスルハイツ武豊桜ケ丘Ⅲ401号
債務者　郡司　明弘
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　未央子
4　破産債権の届出期間　平成27年７月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月28日午後１時50分
6　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第８４２号
名古屋市守山区竜泉寺２丁目805番地
債務者　清水　　憲
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　友梨
4　破産債権の届出期間　平成27年７月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月１日午後１時10分
6　免責意見申述期間　平成27年９月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４３号
群馬県安中市松井田町新井990番地１
債務者　上原　雅幸
1　決定年月日時　平成27年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤　守永
4　破産債権の届出期間　平成27年８月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年９月８日午前11時
6　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３５０号
東京都八王子市東浅川町351番地５ハートピア高尾202号
債務者　阿部　竜彦
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　海老名邦彦
4　破産債権の届出期間　平成27年７月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年８月26日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１５号
静岡県賀茂郡河津町谷津334番地の11
債務者　村田　　満
1　決定年月日時　平成27年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東端　克博
4　破産債権の届出期間　平成27年７月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年８月27日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２７年（フ）第１６号
静岡県伊東市十足607番地の196
債務者　村田　州治
1　決定年月日時　平成27年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東端　克博
4　破産債権の届出期間　平成27年７月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年８月27日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２７年（フ）第４７９号
埼玉県北本市大字下石戸上1955番地18　グレーテスト大澤Ⅰ一105、旧住所埼玉県北本市中丸１丁目208番地１
債務者　浅間　清治
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野田　泰彦
4　破産債権の届出期間　平成27年７月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年９月14日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係